

令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業
実施要綱

令和5年10月26日
保健医療部長決裁

1 目的

新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために空床や休床が生じた医療機関に対して補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴う経営上の不安を払拭し、新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関の拡充を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 交付要綱 令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業費補助金交付要綱
- (2) 院内感染 医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したこと
- (3) 特定機能病院等 特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関

3 実施者

新型コロナウイルス感染症患者の受入実績があり、院内感染に対応するために空床や休床が生じた以下の医療機関。

- (1) 特定機能病院等。
- (2) (1)を除く医療機関。

4 事業内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生した際に、自院で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行う。
- (2) G-MISに病床の使用状況、特に「うち、他の疾患の治療目的に入院中に陽性となり、治療中の入院者数」及び受入可能病床数等の入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにする。
- (3) 院内感染収束後は再発防止に努めるとともに、積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる。

5 留意事項

- (1) 院内感染が発生したときは、当該日の属する月（以下「発生月」という。）の翌月 5 営業日までに院内感染による病床使用状況報告書（様式第 1 号）を提出すること。
また、院内感染が複数月にわたるときは、最後の陽性者が療養解除となった日の属する月（令和 6 年 3 月以降も院内感染が続く場合は、令和 6 年 3 月）まで、各月の院内感染による病床使用状況報告書（様式第 1 号）を各月翌月 5 営業日までに提出すること。
- (2) 院内感染が発生したときは、発生月の翌月 5 営業日までに院内感染発生状況報告書（様式第 2 号）を提出すること。
- (3) 本事業の実施者は、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを誓約する書面（様式第 3 号）を県に提出すること。
- (4) 院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない医療機関についても、（3）の書面を県に提出することで、実施者となることができること。
- (5) 実施者は交付要綱別表の第 2 欄 2（1）ア及び同（2）アに該当する病床を、（1）により報告する場合には、空床理由書（様式第 4 号）を添付しなければならないこと。
- (6) 補助対象となる院内感染発生の期間は、当該院内感染が発生した日から、その院内感染の最後の陽性者が療養解除となった日までに限られること。